国立大学法人群馬大学が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項

平成 19.4.1 制 定

改正 平成 20.10.1 平成 23.4.1

平成 26. 4. 1 平成 29. 12. 27

令和2.7.3 令和3.4.1

(趣 旨)

第1 国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)が発注する工事,物品の製造,財産の売買,役務その他の契約(以下「契約」という。)に関し,取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては,この要項の定めるところによる。

(定 義)

- 第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 取引停止 一般競争契約における競争参加の停止,指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
- (2) 学部等 本学会計事務取扱規程 (平成16年4月1日制定) 第3条に定める学部等をいう。
- (3) 契約担当役 本学会計規則 (平成16年4月1日制定) 第6条に定める契約担当役をいう。
- (4) 業者 本学契約事務取扱規程(平成 16 年4月1日制定。以下「契約事務取扱規程」という。)第11条第1項,第2項又は第4項により一般競争参加者若しくは指名競争参加者の資格を得た者又はその他の者をいう。

(取引停止の措置)

- 第3 契約担当役は、業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、当該業者について取引停止を行うものとする。
- 2 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した 後に知り得たときは、取引停止措置は、講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質 で、取引停止措置を講じる必要があると認めた場合は、この限りでない。

(下請負人に関する取引停止)

第4 契約担当役は、第3の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責 を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停 止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行う ものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第5 契約担当役は、第3の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて

行うものとする。

2 契約担当役は、第3、第4及び前項の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(取引停止の通知)

- 第6 契約担当役は、第3の規定により取引停止の措置を講じるときは、直ちに取引停止とする業者に対し、取引停止の期間、取引停止の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。ただし、取引停止とする業者の製品を供給する者が多数ある場合等により、契約担当役がやむを得ないと認める場合は、当該通知を公告に代えることができるものとする。
- 2 契約担当役は、前項による通知を行ったときは、各学部等の長及び文部科学省関係機関に事 実関係の概要、取引停止の期間、取引停止の内容及びその理由その他必要事項を通知するとと もに、別に定める基準により本学ホームページで公表するものとする。

(取引停止の期間の特例)

- 第7 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。
- 2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、 それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の取引停止の期間が1か月に満たないときは、1.5 倍)の期間とする。
- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る取引停止の期間満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第4号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2第1号から第2号まで又は第3号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 契約担当役は、業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の 規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当 該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 4 契約担当役は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 7 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とす

ることができるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

- 第8 契約担当役は、第3の規定により情状に応じて別表第1各号又は別表第2各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第7第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、当該各号に定める期間を取引停止の期間とする。
 - (1) 談合情報を得た場合又は本学の役員若しくは職員(以下「本学職員」という。)が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第4号に該当したとき 当該各号に定める短期の2倍の期間
 - (2) 別表第2第3号から第4号までに該当する業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。) 当該各号に定める短期の2倍の期間
 - (3) 別表第2第3号に該当する業者について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。) 当該各号に定める短期の2倍の期間
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の構成を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果,入札談合等関与行為があり,又はあったことが明らかとなったときで,当該関与行為に関し,別表第2第3号に該当する業者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。) 当該各号に定める短期に1か月加算した期間
 - (5) 本学職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該本学職員又は他の公共機関の職員の容疑に関し、別表第2第4号に該当する業者に悪質な事由があるとき。(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。) 当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(指名等の取消し)

第9 契約担当役は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の 提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第10 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該契約担当役の契約に係る工事又は製造等の 全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開 始前に下請けしている場合は、この限りでない。 (警告又は注意の喚起)

第11 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第12 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、契約担当役が別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際,現に文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱 要領又は建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領により取引停止を受けている業者 の取扱いについては,なお従前の例による。

附則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成29年12月27日から施行する。

附則

この要項は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準(第3関係)

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	措	置	要	件	期 間 (第7第4項適用の場合)
意契約によ	主の契約に位 さいて,入村	上前又は契約	的前の調査資	名競争契約又は随 資料に虚偽の記載 忍められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上8か月以内 (16か月以内)
本学発	忍められる。	履行に当たり	•	より履行を粗雑に ると認められると	当該認定をした日から 1か月以上8か月以内 (16か月以内)
	もげる場合の			の履行に当たり,であると認められ	
本学発注であった。	主の契約の原 たため,公	衆に死亡者者),安全管理 苦しくは負債	景害事故 里の措置が不適切 男者を生じさせ, こと認められると	当該認定をした日から 1か月以上8か月以内 (16か月以内)
本学発注であった。	主の契約の原	ラ関係者に列),安全管理		当該認定をした日から 2週間以上5か月以内 (10か月以内)
本学発泡				旨名競争契約にお ことき。	当該認定をした日から 2週間以上5か月以内 (10か月以内)
		為等により, 忍められると		 D契約の相手方と	当該認定をした日から前各号 に準じて契約担当役が定める 期間

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準(第3関係)

別表第2	KHKH/X O TIM	-TT-河(C) 至	ノノ111回坐:	準 (
	措	置	要	件	期 間 (第7第4項適用の場合)
次の て行っ		に掲げる	者が本学の名	有) 投員又は職員に対し は逮捕を経ないで公	当該認定をした日から
ア 業	者である個人	ると認める	べき肩書を	D代表権を有する役 付した役員を含む。	4か月以上15か月以内 (30か月以内)
結す外の	る事務所をい 者(以下「一	う。) をf 般役員等」	代表する者で という。)	巻所(常時契約を締 で、アに掲げる者以	3か月以上12か月以内 (24か月以内)
とい	う。) 			皆(以下「使用人」 	2か月以上8か月以内 (16か月以内)
次の て行っ?		に掲げる	者が他の公共	有) 共機関の職員に対し は逮捕を経ないで公	当該認定をした日から
ア代	表役員等 般役員等				3か月以上12か月以内 (24か月以内) 2か月以上8か月以内
	用人				(16か月以内) 1か月以上4か月以内 (8か月以内)
本学 独占の 第 54 号	禁止及び公正	は他の公表 取引の確保 は第8条第	Rに関する法 1項第1号	法律(昭和22年法律 に違反し,契約の相	当該認定をした日から 2か月以上12か月以内 (24か月以内)
治 40 年 札妨害	三法律第 45 号) 第 96 条	の6に規定す	吏用人が,刑法(明 する談合又は競売入 シ経ないで公訴を提	
本学 が建設	業法(昭和 24	は他の公実	100号)の規		当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 (24か月以内)
別表 正又は		号に掲げる),業務に関し,不 こして不適当である	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 (24か月以内)
固以上 禁固以	 第1及び前各 の刑に当たる	犯罪の容疑 は刑法の対	疑により公記 規定による	い,代表役員等が禁 斥を提起され,又は 司金刑を宣告され, っれるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 (24か月以内)

取引停止措置 (解除) 通知書

年 月 日

称号又は名称

代表者氏名 殿

国立大学法人群馬大学 契約担当役 事務局長

下記理由により貴社(殿)を取引停止(解除)しましたので、通知します。

記

1. 取引停止 (解除)

取引停止措置期間: 年 月 日~ 年 月 日(か月間)

取引停止解除期日: 年 月 日

- 2. 事実概要
- 3. 取引停止措置 (解除) の理由
- 4. 提出済の入札(見積)書等の取扱い

取引停止措置期間が契約日となる契約は行わないため、すでに提出済の入札(見積)書等は 無効とし、当該指名等を取り消します。

5. 問い合わせ先